

工事名：いわき市自転車道路網整備工事(第1工区)		
No.	質問事項	回答
1	夏井川・新川の施工区間に於いて、他工事(河道掘削)の計画がありますが、施工時期に制約を受けるのでしょうか。	他工事との調整の結果により、施工時期に制約を受ける可能性があります。
2	看板設置工の基礎工で車道側の床掘が直掘りで余裕幅がありませんが、設置にあたり車道側の縁石・舗装等に影響があると考えられます。設計変更の対象となるのでしょうか。	協議の結果、必要があると認められる場合、設計変更の対象とします。
3	新川に架かる新田橋付近の現況がゴムチップ舗装です。設計では舗装打ち換えで廃材がAs殻ですが、廃プラ処分として設計変更の対象になるのでしょうか。	協議の結果、必要があると認められる場合、設計変更の対象とします。
4	新川沿いのブルーライン施工区間に於いて、現況舗装に損傷(クラックからの草等)があり、現状での施工は不可能と思われれます。別途、舗装補修等は考慮してあるのでしょうか。	当初設計において、舗装補修等の考慮はしておりません。協議の結果、必要があると認められる場合、設計変更の対象とします。
5	資機材運搬等で既設舗装の養生が必要な場合、敷き鉄板設置等は変更の対象となるのでしょうか。	協議の結果、必要があると認められる場合、設計変更の対象とします。
6	現場を踏査したところ舗装打換工箇所が全域にわたり雑草が群生しておりこれらの処理が必要と考えます。設計上は舗装殻の撤去、処理のみの計上ですがこれら雑草(土砂を含む)の撤去、処分費が未計上です。見解をお伺いします。	工事契約後に受注者と合同で現地を確認し、必要があると認められる場合、設計変更の対象とします。
7	ブルーライン施工のみの箇所も上記のように雑草が群生しております。これらの撤去を行うにしても現状の舗装版の損傷が著しいと思われブルーラインの施工は困難です。よってこの領域の舗装打換が理想と考えます。	工事契約後に受注者と合同で現地を確認し、必要があると認められる場合、設計変更の対象とします。

工事名：いわき市自転車道路網整備工事(第1工区)

No.	質問事項	回答
8	同じく舗装打換領域の再舗装時には通常、不陸整正を目的とした粒調砕石による補充材が必要と考えます。今工事には設計に計上されておられませんが見解をお伺いします。	工事契約後に受注者と合同で現地を確認し、必要があると認められる場合、設計変更の対象とします。
9	舗装打換箇所や防草シート敷設箇所などに多くの雑草が生育しており除草、その処分費が未計上と思われます。見解をお伺いします。	工事契約後に受注者と合同で現地を確認し、必要があると認められる場合、設計変更の対象とします。